

2016年6月吉日

お客様各位

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化
(改正 SOLAS 条約関連) に関するお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて主題に関し、2016年7月1日より発効される改正 SOLAS 条約に基づき、日本国に於きましても国土交通省が、『国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法』を制定いたしました。

これに伴い、お客様には下記の点にご留意頂き、ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

適用国際条約：改正 SOLAS 条約(IMO 国際海事機関)

適用国内制度：特殊貨物船舶運送規則 及び 危険物船舶運送及び貯蔵規則(国土交通省)

適用開始日：2016年7月1日

改正 SOLAS 条約を受け、国土交通省は、「荷送人(船会社の B/L 上に荷送人として記載される者)は、定められた方法で確定したコンテナ総重量情報を船長(もしくは代理人)へ提供しなければならない」
としております。

お客様におかれましては、これまでも計量法に基づく特定計量器、もしくはそれに準ずる計量器により正確な重量を計測の上、船積書類等に反映いただいていることと思いますが、改めて以下に記載並びに国土交通省のホームページより内容をご確認、ご理解頂いた上、法令に遵守した形での貨物重量確定方法、及び重量情報の伝達を行って頂けますよう、お願い申し上げます。

改正 SOLAS 条約につきまして詳しくは国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

TOKYO OFFICE
ASK BLDG 3F 3-12-22,
KAYABA-CHO, NIHONBASHI
CHUOKU, TOKYO, 103-0025

OSAKA OFFICE
BINGOMACHI YAMAGUCHI-GEN BLDG. 4F
3-4-1 BINGOMACHI, CHUO-KU
OSAKA 541-0051

『重量確定方法』

以下2つの方法のいずれかとなります。

- 1) 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法。
- 2) 適切な計量器で個々の貨物、梱包材料を計測し、それらとラッシング材及び空のコンテナ重量を足し合わせるにより確定する方法。

尚、計量に際しては計量法に基づく特定計量器又は、性能が確保された計量器による計量が必要です。

『国土交通省の省令』

- 1) 荷送人自らコンテナ重量の確定を行う場合には、国土交通大臣へ「届出」が必要です。
- 2) 荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定を行う場合には、国土交通大臣への「登録」が必要です。

『船長（もしくは代理人）への重量伝達方法』

船会社の定める伝達方法に則ります。尚、各船社によりますと、伝達手段は「コンテナ搬入票」とし、そのサイナーは上記、届出荷送人、登録確定事業者、ないし代行人となっております。

『弊社対応』

弊社は NVOCC 事業を行う者として、届出荷送人を取得致しました。

<LCL の場合の弊社対応>

弊社混載サービスにて貨物をお積み頂く場合の重量確定は、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様から頂戴します船積関連書類に基づき、同じコンテナに積み合わせた貨物の各重量情報と使用したラッシング材、コンテナ自重などを足し合わせたコンテナ総重量確定を行います。

この場合、上記、重量確定方法に則った測量、及び重量伝達はお客様、関連事業者様の責任となります。その為、正確な測量、伝達をお願い申し上げます。また、今後、重量の測量や伝達に関する誓約書もしくはパッキングリスト等の提出をお願いする可能性も御座います。また、弊社指定の倉庫に搬入される貨物に対し、弊社もしくは弊社倉庫に重量の測量、確定手配をご依頼頂く際は事前に(貨物の搬入前)ご連絡をお願い致します。尚、時期や地域によっては対応ができかねる場合が御座いますので、予めご承知おきください。また、測量、確定作業において費用が発生する場合は、その費用をご請求させて頂く可能性も御座います。

<FCL の場合の弊社対応>

弊社では国土交通省の定める重量確定方法にてコンテナ総重量を確定されたものを確認する立場となり、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様の手配でバンニングを行われる場合の総重量確定方法については下記国土交通省のホームページのガイドラインを踏襲の上、正確な測量、伝達をお願い申し上げますと共にコンテナの搬入票のコピーを弊社担当宛てにお送り頂く様お願い申し上げます。

また、今後、総重量の測量や伝達に関する誓約書の提出をお願いする可能性も御座います。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

以上